

# 第282回一関市教育委員会定例会

日時 令和7年10月29日（水）

午後1時30分から

場所 花泉支所201会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

議事日程第1 教育長職務代理者の指定について

議事日程第2 議案第17号 一関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定について

## 2 報 告

(1) 行事報告及び行事予定について (資料No.1)

## 3 その他

(1) 令和7年度学校教育行政の重点について（健やかな体） (資料No.2)

(2) その他

## 4 閉 会

第282回一関市教育委員会定例会議案件名表

—	教育長職務代理者の指定について
議案第17号	一関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定について

## 議事日程第1

### 教育長職務代理者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により、教育長職務代理者を指定する。

## 議事日程第 1 参考資料

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

昭和31年法律第162号

（教育長）

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

### ○一関市教育委員会教育長職務代理者の指名及び職務の委任に関する規則

平成27年 3 月26日教育委員会規則第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第13条第 2 項の規定による教育長の職務を行う委員（以下「教育長職務代理者」という。）の指名及び教育長職務代理者が教育長の権限に属する事務を行う場合における職務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

（教育長職務代理者の指名）

第 2 条 教育長職務代理者は、教育長が指名する。

- 2 教育長職務代理者の任期は、1 年とする。ただし、再任させることができる。

第 3 条 教育長職務代理者に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうち最年長者が臨時に教育長の職務を行う。

- 2 教育長職務代理者及び前項の職務を行う者に事故があるとき、又は教育長職務代理者及び同項の職務を行う者が欠けたときは、前条第 1 項並びに前項に定める者を除く委員のうち年長の者が臨時に教育長の職務を行う。

- 3 前項の場合においても、なお教育長の職務を行う者に事故があるとき、又は教育長の職務を行う者が欠けたときは、前条第 1 項並びに第 1 項及び第 2 項に定める者を除く委員が臨時に教育長の職務を行う。

(職務の委任)

第4条 教育長職務代理者が教育長の権限に属する事務を行う職務のうち、具体的な事務の執行等、教育長職務代理者が自ら教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第14条に規定する教育長の権限に属する事務を除き、法第25条第4項の規定に基づき、その職務を教育次長に委任する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定は、この規則の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間は、適用しない。

附 則（令和6年3月1日教育委員会規則第2号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

一 関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定について

一 関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和7年10月29日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令

一関市立学校職員の服務規程(平成17年9月20日教育委員会訓令第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 職員は、<u>育児休業法第19条第1項の規定に基づく部分休業の承認を受けようとするときは、県人事委員会規則第19条第1項に規定する部分休業承認請求書を所属長に提出</u> _____しなければならない。 _____</p> <p>2 部分休業をしている職員は、 _____ _____県人事委員会規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長に提出しなければならない。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 職員は、<u>育児休業法第19条第2項の規定による申出をしよう</u> _____とするときは、<u>育児時間簿(県人事委員会規則第19条第1項に規定する育児時間簿をいう。以下同じ。)</u>に当該申出に係る<u>所要事項を記載</u>しなければならない。<u>育児休業法第19条第3項の規定に基づき当該申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 職員は、<u>育児休業法第19条第1項の規定に基づく部分休業の請求をしようとするときは、前項の規定により所要事項を記載した育児時間簿に当該請求に係る所要事項を記載</u>しなければならない。</p> <p>3 部分休業をしている職員は、<u>県人事委員会規則第20条において準用する県人事委員会規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長に提出</u>しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和7年11月1日から施行する。

理由

岩手県教育委員会服務規程の一部改正に伴い所要の改正をするもの。